

指定介護予防支援 FAQ(Vol.2)

上田市 R7.1.1時点

No.	問い合わせ	回答
1	要支援者と直接契約をする場合、包括支援センターへ連絡したほうがよいのか。また、包括との連携とはどのようなことなのか。	要支援者と直接契約をする場合、事前にその方の所管の包括支援センターへ連絡してください。 当該者に関する相談や、プラン作成の相談等は可能です。なお、プランの確認サイン等を包括支援センターへ求めることは必要ありません。直接契約する場合はトラブル等に責任をもってご対応ください。 また、当該者が総合事業のみとなりそうな場合は、事前に速やかに包括支援センターへご連絡・相談してください。
2	要支援者と直接契約をしたときや、要支援者が総合事業のみとなり包括支援センターからの委託に切り替わった際に、市へ届出は必要か。	必要となります。提出していただくものは以下のとおりです。 1 介護予防支援の直接契約の場合、「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」(※包括支援センターが使用しているものとは異なります。) 2 介護予防支援から介護予防サービスケアマネジメント(総合事業)になり包括から委託で受ける場合、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」(※包括用) 様式は、市トップページ > 組織でさがす > 福祉部 > 高齢者介護課 > 事業者向け情報 の 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書 < 要支援者・総合事業対象者用 内にあります。
3	契約書や重要事項説明書の例は示してもらえるか。	市ホームページに掲載しました。あくまで参考例ですので、法人、事業所で適宜修正等をしてください。 https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/korei/3253.html トップページ > 組織でさがす > 福祉部 > 高齢者介護課 > 居宅介護支援関係
4	要支援者と直接契約をする際は、包括支援センターも当該者とすぐに契約を結んだほうがよいのか。	開始時に介護予防支援のみであり、現状で総合事業の利用見込がない場合は、すぐに包括と当該者が契約を結んでおく必要はないと考えます。ただし、総合事業のみになる場合は包括支援センターとの契約になるため、総合事業のみとなる可能性のある方に関しては、事前に契約(包括と当該者、委託の可能性がある場合は包括と居宅間も)を結ぶことや打ち合わせておくことを推奨しています。

5	包括支援センターから委託で受けている要支援者を直接契約する場合はどのようにしたらよいのか。	包括支援センターへその旨を伝えて協議してください。直接契約をする際は、当該者や家族等へその旨を説明してください。また、包括支援センターの職員が契約・説明の場に同行をすることは市としては求めておりませんが、同行が必要と判断される場合は、その限りではありません。
6	介護予防支援の指定を受けた後は、包括支援センターからの委託は受けることはできなくなるのか。	介護予防支援事業の指定の有無にかかわらず、今までどおり包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託により実施することも可能です。
7	単位数について	①包括支援センターが介護予防支援を行う場合(居宅介護支援事業所への委託の場合も含む) 介護予防支援費Ⅰ ②介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が直接契約で行う場合 介護予防支援費Ⅱ
8	介護予防支援の初回加算について、 ①居宅介護支援事業所が居宅介護支援を実施していた利用者が要支援認定となり、引き続き、当該事業所(介護予防支援の指定を受けている事業所)で介護予防支援を行う場合に算定できるのか。 ②居宅介護支援事業所が包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施していた利用者について、当該事業所(介護予防支援の指定を受けている事業所)が直接実施するよう切り替えた場合、算定できるか。	算定できます。 なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要があります。 (参考)「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」の送付について
9	人員について、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受ける場合は如何か。	介護支援専門員の配置で実施可能です。また、管理者は主任介護支援専門員であることが必須です。管理に支障がない限り、他の事業所との兼務が可能です。実質的に、居宅介護支援事業所の人員で要件が足りることとなります。